

(案)

臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議 の運営方針について

令和 8 年 1 月〇日

臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議座長決定

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 12 条第 1 項に基づく臓器あっせん業の許可に関する議事に関して、それが公開されることによって、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあることから、「臓器のあっせん業の許可に係る審査等に係る有識者会議開催要綱」の 5 (4) に基づき、会議、その資料及び議事録を原則非公開とする。

なお、議事の内容については、その要旨を事務局において作成し、会議の終了後、可能な限り速やかに、座長の認める範囲において議事要旨を厚生労働省ホームページに掲載することとする。